

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年7月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2100358号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2200013号

第1 結論

請求者のA社における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑪までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成25年12月20日	15万4,000円
② 平成26年7月25日	14万2,000円
③ 平成26年12月19日	15万6,000円
④ 平成27年8月19日	21万1,000円
⑤ 平成27年12月18日	23万2,000円
⑥ 平成28年12月19日	23万4,000円
⑦ 平成29年8月1日	21万5,000円
⑧ 平成29年12月19日	23万6,000円
⑨ 平成30年8月18日	21万8,000円
⑩ 平成30年12月18日	28万3,000円
⑪ 令和元年8月2日	22万1,000円

請求期間①から⑪までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑪までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月20日
② 平成26年7月25日
③ 平成26年12月19日
④ 平成27年8月19日
⑤ 平成27年12月18日
⑥ 平成28年12月19日
⑦ 平成29年8月1日
⑧ 平成29年12月19日
⑨ 平成30年8月18日
⑩ 平成30年12月18日
⑪ 令和元年8月2日

A社が支給した請求期間に係る賞与について、事務手続が不慣れで認識不足だったため、後

になって賞与支払届の届出を行ったが、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料を控除していたので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑪まで（次の表の第一欄に掲げる期間）について、A社が提出した平成25年度から平成27年度までの賃金台帳及び平成28年冬季賞与から令和1年夏季賞与までの給与一覧表（個人別）により、請求者は、事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、請求期間①から⑪までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成25年12月20日	15万4,000円
② 平成26年7月25日	14万2,000円
③ 平成26年12月19日	15万6,000円
④ 平成27年8月19日	21万1,000円
⑤ 平成27年12月18日	23万2,000円
⑥ 平成28年12月19日	23万4,000円
⑦ 平成29年8月1日	21万5,000円
⑧ 平成29年12月19日	23万6,000円
⑨ 平成30年8月18日	21万8,000円
⑩ 平成30年12月18日	28万3,000円
⑪ 令和元年8月2日	22万1,000円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑪までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑪までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100366 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200014 号

第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑦までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 27 年 12 月 18 日	22 万 8,000 円
② 平成 28 年 12 月 19 日	23 万 1,000 円
③ 平成 29 年 8 月 1 日	21 万 2,000 円
④ 平成 29 年 12 月 19 日	23 万 3,000 円
⑤ 平成 30 年 8 月 18 日	21 万 5,000 円
⑥ 平成 30 年 12 月 18 日	27 万 9,000 円
⑦ 令和元年 8 月 2 日	21 万 8,000 円

請求期間①から⑦までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑦までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 12 月 18 日
② 平成 28 年 12 月 19 日
③ 平成 29 年 8 月 1 日
④ 平成 29 年 12 月 19 日
⑤ 平成 30 年 8 月 18 日
⑥ 平成 30 年 12 月 18 日
⑦ 令和元年 8 月 2 日

A 社が支給した請求期間に係る賞与について、事務手続が不慣れで認識不足だったため、後になって賞与支払届の届出を行ったが、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料を控除していたので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から⑦まで (次の表の第一欄に掲げる期間) について、A 社が提出した平成 27 年度の賃金台帳及び平成 28 年冬季賞与から令和 1 年夏季賞与までの給与一覧表 (個人別) により、請求者は、事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたこ

とが認められることから、請求期間①から⑦までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 27 年 12 月 18 日	22 万 8,000 円
② 平成 28 年 12 月 19 日	23 万 1,000 円
③ 平成 29 年 8 月 1 日	21 万 2,000 円
④ 平成 29 年 12 月 19 日	23 万 3,000 円
⑤ 平成 30 年 8 月 18 日	21 万 5,000 円
⑥ 平成 30 年 12 月 18 日	27 万 9,000 円
⑦ 令和元年 8 月 2 日	21 万 8,000 円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑦までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100359 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200012 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 法人における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 30 年 12 月 7 日
② 令和元年 5 月 15 日
③ 令和元年 7 月 8 日

A 法人より支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間の賞与支払届の提出が厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、年金給付の計算の基礎とならない記録とされている。調査の上、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）における標準賞与額については、令和 3 年 7 月及び同年 10 月に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が年金事務所へ提出されたことにより処理されたが、厚生年金保険料の徴収権が既に時効により消滅していたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、B 法人（A 法人を経営する法人）が提出した請求者の請求期間に係る賞与明細書によると、請求者は、A 法人から請求期間において、賞与の支払を受け、それに見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、請求者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、オンライン記録によると、請求者は請求期間において、A 法人の事業主であったことが確認できる。

また、B 法人は、請求期間当時の賞与支払届の届出状況等について、人件費圧迫による資金繰りが安定していなかったために請求期間に係る賞与支払届の届出が遅延したこと、請求者は、請求期間において社会保険事務及び給与計算事務の責任者であったこと、請求者が、年金事務所から賞与支払届の届出勧奨の書類が届いていたことを知っていたことなどを、同法人の理事長のみならず、A 法人の園長である請求者の連名で回答している。

これらのことから、請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたとしても、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認め

られる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。